



島根県報

平成21年11月20日（金）

号外 第 195 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第787号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県 道	境美保関線	松江市美保関町福浦 217番1地先から同187 番1地先まで	前	メートル 13.00～ 29.00	メートル 51.00	松江県土整備 事務所	災害防除工事	
			後	13.00～ 33.40	51.00			
"	安来木次線	安来市広瀬町広瀬123 番29地先から同町石原 2番3地先まで	前	A	4.00～ 6.00	1,760.00	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.00～ 20.00	1,655.00		
			後	B	9.00～ 20.00	1,655.00		
"	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖イ 2142番3地先から同イ 2144番4地先まで	前	4.20～ 11.50	290.00	益田県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅	
			後	17.00～ 46.20	290.00			

島根県告示第788号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	境美保関線	松江市美保関町福浦217番1地先から同187番1地先まで	メートル 72.00	平成21年 11月20日	松江県土整備事務所	